



# 松浦 商工会議所NEWS

令和元年6月20日発行

## 第41号

発行:松浦商工会議所  
長崎県松浦市志佐町浦免180/  
TEL 0956-72-2151  
FAX 0956-72-0199

### 今号の主な内容

- ・2019年度事業計画・収支予算決まる
- ・注目補助金情報  
(消費税軽減税率対策補助金、松浦市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金、平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)  
(2次募集見込み)
- ・YEGコーナー  
(松浦YEG役員増員によりさらに強化!、市長意見交換会を開催)
- ・ながさき県内就職支援サイト「Nなび」を利用しませんか?
- ・女性会コーナー  
(松浦商工会議所女性会通常総会を開催)
- ・各支部の年間計画のお知らせ  
(志佐商工振興会、御厨支部、今福支部)
- ・第6回志佐町まちゼミの参加店舗募集!
- ・2019年度年間事業報告、予定
- ・新入会員紹介
- ・検定試験情報
- ・お知らせ  
(職員紹介、国民年金基金のお知らせ、松浦市合同企業面談会開催のお知らせ)
- ・法律コラム  
(無料をうたう求人広告のトラブルにご注意!!)  
(相続法改正のポイント その6:遺留分制度の見直し)
- ・中退共広告

## 2019年度事業計画・収支予算決まる

3月18日(月)に通常議員総会が開催され、2019年度の事業計画並びに収支予算が決定されました。

当日は、役員・議員25名が出席、第1号議案の事業計画、第2号議案の収支予算が審議され原案通り承認されました。

今年度の重点事業として

1. 会員の確保及び議員定数確保による組織、財政基盤の強化。  
会員・議員増強推進策を策定し活動していく。各種共済手数料の収入の増強と記帳代行受託件数の増強。
2. 「松浦商工会議所中期ビジョン」の策定と推進強化。  
ビジョン委員会による、中期ビジョンの策定及び推進。
3. 経営発達支援計画(新)に沿った小規模事業者支援と地域産業活性化計画の推進。
4. 西九州自動車道の開通に伴うまちづくりの推進と市、県との協議、提言。  
会員、地域の声を十分に反映した要望活動の実施。  
西九州自動車道の開通を見据えた街づくりについて関係機関と協議・提言していく。
5. 地域振興事業の実施及び支援・協力を積極的に取り組む。
6. 松浦商工会議所創立30周年事業の計画。

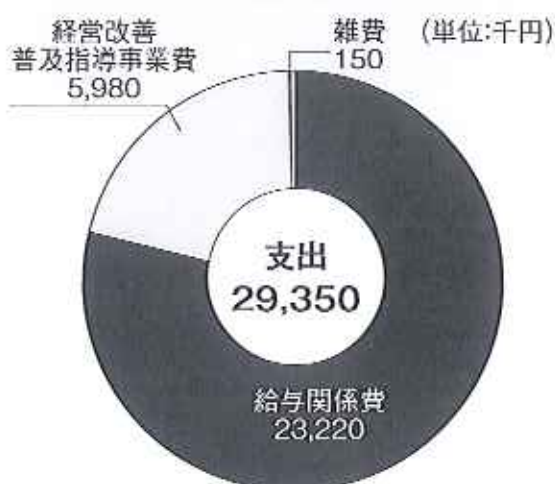
## ～平成31年度会計別予算規模～

《一般会計》

(単位:千円)



《中小企業相談所》



## 注目補助金情報

### 消費税軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金は、消費税率10%への引き上げに合わせて実施される消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者などへの補助金制度。

「複数税率対応レジの導入」「受発注システムの改修」「請求書管理システムの改修」の3つの分野で支援を行っている。

中小企業庁によると、「実際に、軽減税率が始まる直前まで、対応をしない企業も多いのだが、補助金は10月までの対応を対象としている。複数税率対応レジの導入など、増税前に駆け込み需要が発生しても、レジメーカーやシステムメーカーが対応しきれない可能性もある。増税前に、今一度、軽減税率対策補助金の申請について、きちんと検討してもらいたい」という。

【軽減税率対応レジの導入・改修の支援制度の概要】

対象者：軽減税率対象商品の販売を行う中小小売業者

補助率：原則 3/4

期 限：本年9月30日までに導入された方

そのほか、受発注や請求書管理システムの改修等の支援も用意されている。

### 松浦市地域産業雇用創出 チャレンジ支援事業補助金

松浦市では、この度地場産業の振興や、U1ターン者等による就業を推進することを目的として、雇用の増加を伴う事業拡充に取り組む民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助する制度の募集を開始した。

対象者：市内で対価を得て事業を営む個人事業主または小規模事業者

補助率：2/3

募 集：本年7月12日まで

## 平成30年度補正ものづくり・ 商業・サービス生産性向上 促進補助金（2次募集見込み）

本補助金の一次募集は、5月に終了しているが早ければ6月末頃に2次募集が行われる見込みです。

本補助金は、中小企業・小規模事業者が、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う場合に、必要な設備投資等に補助金ができます。補助対象経費（機械装置費等）の一部（補助率1/2ないしは2/3。上限は原則1,000万円）を国が支援するもの。

本補助金の募集は正式に公募されていないため、見込みで記載しています。ご興味がある方は早めに当所中小企業相談所へご相談ください。

## ながさき県内就職応援サイト 「Nなび」を利用しませんか？

「Nなび」は、長崎県（産業労働部雇用労働政策課）が提供するインターネット上の求人・求職者情報提供サービスです。

求職者に対しては、県内企業の情報や求人情報を提供し、県内企業に対しては、求職者情報を提供（保護者等除く。）することで、県内における求人・求職者のマッチングが促進されます。

また、県内就職を促進するために、県内外で開催される合同企業面接会や業界研究などのイベント情報も併せて提供されます。

「Nなび」では、全てのサービス（掲載情報の登録、検索、閲覧、メール連絡機能）が無料でご利用できます。より多くの有能な人材確保策として、まずは登録しませんか？

## YEGコーナー

### 松浦YEG新体制はじまる！

2019年4月24日（水）松浦商工会議所青年部（=会長 日高 雅之）による定例総会並びに懇親会が開催されました。

平成30年度事業報告・決算報告、2019年度役員変更案、2019年度の事業計画・予算案の議案は滞りなく承認されました。

今年度、役員をさらに増強し、委員会も1つ増え体制を新たに日高会長が来賓の皆様へ新たな体制について説明され、多くの御来賓やOBの方と交流・親睦を深められ、松浦YEGの活動をPRされました。

### 《2019年度の主な事業》

- ・第4回松浦子ども博
- ・市長意見交換会
- ・金融や税務についての経営研修
- ・三地区（佐世保・平戸・松浦）合同事業の開催他



### 市長意見交換会を開催

令和元年5月29日（水）市長意見交換会を開催しました。本企画は、今年度、当青年部がどのような活動を行っていくのかを松浦市長様に知っていただくと共に、松浦市が目指している未来を把握することで、当青年部会員が松浦市のためにどのような活動をするべきか、目指すべき目標を明確にするための目的とした事業です。

意見交換会では、松浦市長様から松浦市の未来について講演していただき、その後4つのテーマに基づき活発な意見交換がなされ、松浦市の未来について考える大変有意義で貴重な時間となりました。

#### 【意見交換会における主なテーマ】

- ①西九州自動車道と地域振興策について
- ②木育について
- ③子ども博について
- ④当青年部に期待する事



## 女性会コーナー

### 松浦商工会議所 女性会通常総会を開催

平成31年度松浦商工会議所女性会通常総会が、4月10日（水）松浦商工会議所に於いて開催されました。（会長＝小松 由美子）

総会では、平成30年度事業報告並びに決算報告、平成31年度事業計画並び予算が原案通り承認されました。

懇親会は、いけす割烹 華で行われ、女性会メンバーの踊りや来賓の皆様による歌など披露され、交流・親睦を深められました。

#### 【平成31年度の主な事業】

1. 地域活性化事業
  - ・街中七夕飾り
  - ・老人ホーム施設慰問（青山荘）
2. 視察研修会
  - ・世界文化遺産 長崎潜伏キリシタン視察（平戸）
  - ・遊覧船つばき号乗船 伊万里湾クルーズ
  - ・一泊二日研修旅行（山口方面）

3. その他イベント参加・地域交流
  - ・不老山花と光のフェスタ
  - ・水軍まつりパレード参加
  - ・志佐夜市

#### 《松浦商工会議所女性会 平成31年度役員》

会 長	小松由美子
副 会 長	山本 君子・湯浅恵美子・谷口 玲子
相 談 役	吉住三佐子
会計兼総務	今里 洋子
理 事・ 地区役員	谷口 玲子・益本恵美子 浦田 数代・大久保ひろ子
監 事	川本美智子・白石 和子



## 各支部の年間計画・役員改選のお知らせ

2019年度各支部の総会がございました。2019年度の事業計画などご報告させていただきます。

### 志佐商工振興会

#### 【2019年度の主な事業】

- ①商工業振興事業（商工業発展に関する事項）
  - ・志佐町商店街中期プランに基づいた商店街活性化事業の実施
  - ・第3回志佐夜市の開催（世界のビアフェス、子ども緑日等）
  - ・第6回志佐町まちゼミの開催
  - ・商店街防犯カメラ設置事業（31年度は2台設置予定）
  - ・西九州自動車全線開通に向けた経済浮揚策の研究
- ②地域振興事業（地域振興に関する事項）
  - ・第69回志佐町納涼花火大会（8/15）
  - ・おくんち事業（10/26.27）
  - ・市内行事（不老山花と光のフェスタ・水軍まつり等）への参画に関する事業

#### ③地区委員会

- ・花火大会開催に関する各種協力（特に協賛企業等対応）

### 御厨支部

#### 【2019年度の主な事業】

- ①重点方針
  - ・松浦港埋立後の用地活用並びに御厨・星鹿地域振興案の推進
  - ・会員の確保による組織基盤の強化
  - ・御厨地域の振興に関する提案を実施
- ②単年度事業
  - ・松浦よかばい朝トラ市への参加・協力
  - ・地域事業への積極的な参加・協力
  - ・御厨夏祭りへの支援・参加
  - ・その他会員が必要と認める事業
- ③複数年事業
  - ・各種団体との交流促進
  - ・街路灯の維持管理

## 今福支部

### 【2019年度の主な事業】

- ①今福町商店街活性化プラン事業の開催
- ・イルミネーション点灯イベント（12月予定）
  - ・今福商店街案内所（くるくるハウス）において今福和・処祭予定

- ②支部青年部との連携（夏祭り花火大会）
- ③街路灯維持管理
- ④地域事業への参加協力
  - ・今福宮口 桜祭り こいのほり等
- ⑤その他
  - ・松浦鉄道 縁起切符・絵馬の販売

## 第6回志佐町まちゼミの参加店舗を募集します

志佐商工振興会では、平成26年度より県内初となる「志佐町まちゼミ」を展開している。

このまちゼミは、店主が講師となって、専門知識やプロならではのコツを無料で提供する少人数制のゼミであり、お店の特徴・店主のこだわりや人柄を知ってもらうことで、お客様と信頼関係を築くことを目的に実施されており、現在県内では6地域が取り組んでいる。

昨年、全国で初めて県下一斉まちゼミを実施し、松浦高枝の協力等もあり、27店舗37講座、受講者数約200名と前回は大きく上回る結果を得られた。志佐商工振興会としても本事業は、直接顧客作りにつながる事業として重要事業と位置付けており、回を追うごとに成長していきたいと考えている。

募集内容については別紙募集チラシを参照。

## 2019年度のスケジュール（主な事業等）

月	日	内 容	月	日	内 容
4	10	松浦商工会議所女性会 2019年度通常総会	9	11	長崎県商工会議所青年部連合会会員大会「島原大会」
4	13	不老山花と光のフェスタ	10	上旬	第6回志佐町一斉まちゼミ
4	24	松浦商工会議所今福支部 2019年度通常総会	10	15	今福宮口・和一处
4	24	松浦商工会議所青年部 2019年度4月定例総会	10	17	御厨宮口・蛇踊り
5	9	松浦商工会議所御厨支部 2019年度通常総会	10	20	調川宮口
5	14	2019年度志佐商工振興会通常総会	10	25	長崎県商工会議所女性会連合会会員大会「島原大会」
6	5	第51回九州商工会議所女性会連合会総会「熊本大会」	10	26-27	志佐宮日
6	9	第152回簿記検定試験	10	26-27	松浦水車まつり
6	21	松浦商工会議所 2019年度通常議員総会	10	27	第217回珠算検定試験
6	23	第216回珠算検定試験	10	31	労働保険事務組合 2期保険料口座振替
6	26	労働保険事務組合 1期保険料口座振替	11	1-3	日本商工会議所青年部 第39回九州ブロック大会「こぼやし元年祭」
7	10	平成30年度労働保険事務組合年度更新 提出期限	11	9-10	第4回松浦こども博
7	10	第32回労政協ソフトボール大会 開会式	11	13	労政協職場対抗ポーター大会
7	10	源泉所得税納期の特例分(1月～6月) 納付期限	11	17	第153回簿記検定試験
7	18	第32「回労政協ソフトボール大会 閉会式	11	24	労政協「第32回勤労者の祭典」
7	27	疫神社夏祭り今福花火大会2019	1	20	源泉所得税納期の特例分(7月～12月) 納付期限
8	15	第69回志佐納涼花火大会	1	31	労働保険事務組合 3期保険料口座振替
8	15	調友会主催 箱壺流し&夏祭り	2	9	第218回珠算検定試験
8	24	御厨夏祭り	2	23	第154回簿記検定試験
8	29	第3回志佐夜市	2	19-23	日本商工会議所青年部 第39回全国大会「静岡県沼津市」
9	5-6	長崎県商工会議所連合会議員大会「大村大会」	3	15	2019年所得税と復興特別所得税の納税の期限

※上記予定については、変更等がある場合がございますので、その際はご了承下さい。

## ★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました  
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
人口商会	入口 宮男	星鹿町	古物販売
リフレッシュマッサージ	大塚利恵子	志佐町	サービス業
Coco rose	柴原 美紀	志佐町	エステサロン
めしや割烹 業	力竹 孝	志佐町	飲食業(食堂)
BRIDGE	松阪 利絵	御厨町	美容業
ワイワイエス	山内 由香	御厨町	衣料品販売
伊万単信用金庫	中山 武重	阿波野町	金融業
市O.F.コーポレーション	小田 貴文	御厨町	貨物運送業
高崎みずほ信用金庫支店	前川 浩二	佐々町	金融業
Sin's	福浦 義昭	今福町	自動車整備・販売
松浦よかとこ〜く	岩本 博幸	志佐町	サービス業
(株)小松設備	野上 明	志佐町	管工事業

## ★★職員紹介★★



七種 博紀

平成31年4月より当所に  
勤務しております。

平戸市田平町に住んでい  
ます。

早く会員皆様のお役に立  
てるよう日々努力してまい  
りますので、なにとぞよろ  
しくお願い致します。

## ～(検)定試験情報～

松浦商工会議所では、会員の資質向上のため、日商簿記  
検定試験・珠算検定試験(日本珠算連盟)を実施しております。

特に日商簿記2級は経営管理に役立つ知識とし  
て、最も企業に求められる資格の一つです。

2019年度検定日程は下記の通りとなっております。

### ■簿記検定試験

#### 【日程】

#### ◆第153回1～3級

- ・実施日 2019年11月17日(日)
- ・申込期間 2019年10月1日(火)～10月25日(金)
- ・合格発表 2019年12月2日(月)  
※1級は2020年1月6日(月)～

#### ◆第154回2～3級

- ・実施日 2020年2月23日(日)
- ・申込期間 2019年12月16日(月)  
～2020年1月24日(金)
- ・合格発表 2020年3月9日(月)

### ■珠算検定試験

#### 【日程】

#### ◆第217回1～10級

- ・実施日 2019年10月27日(日)
- ・申込期間 2019年8月19日(月)～9月26日(木)
- ・合格発表 2019年11月1日(金)

#### ◆第218回1～10級

- ・実施日 2020年2月9日(日)
- ・申込期間 2019年12月2日(月)  
～2020年1月9日(木)
- ・合格発表 2020年2月14日(金)

## 松浦市合同企業面談会開催のお知らせ

開催日 令和元年7月6日(土) 13:30～15:30  
会場 松浦市文化会館ふれあいホール  
問い合わせ 松浦市地域経済活性化課  
TEL 0956-72-1307  
〒859-4598 松浦市志佐町甲免365番地

## 国民年金基金のお知らせ

加入できるのは

### 国民年金とセット加入です!

- ◆国民年金の第1号被保険者(20歳～60歳未満)  
(※保険料免除の方などは除かれます。年金事務所に納付申請  
をすれば加入ができます)
- ◆国民年金に任意加入している方(60歳～65歳未満や海外在住の方)

そのメリットは

### 所得税・住民税とも安くなります!

- ◆掛金全額が「社会保険料控除」の対象。所得税・住民税ともに  
安くなります。
- ◆受取る年金は「公的年金等控除」の対象で、遺族一時金は  
非課税です。

特 徴 は

### 終身年金が基本・掛金はお休みも!

- ◆掛金は、一時お休みや掛金の増口・減口もできます。
- ◆終身年金が基本で、万一の時はご遺族が一時金を受取れます。
- ◆掛金は加入時の年齢で一定額。年金額は生涯変動しません。

- ◆税金のおトク例◆  
(課税所得金額が331万円～695万円以下で、下記の場合)  
掛金は年間実納約21万円となり、所得税・住民税合計で  
年間約9万円が軽減されます。



- ◆毎月の掛金と年金の受取り例◆  
(若いときの加入ほど、掛金が低額です)  
35歳の男性が誕生月に10月/A型10+20月/A型20を  
60歳までかけるとした場合



## ◇無料をうたう求人広告の トラブルにご注意ください!◇

Q 「無料をうたう求人広告のトラブル」とは何ですか？ 実際にあるのですか？

A 近時急増しており、様々な機関から注意喚起がなされています。そうした勧誘を受けたときは、書面をよく確認して、後に料金を請求されるおそれがないか、注意してください。

トラブルの典型的なパターンは、「インターネットで無料で求人広告を掲載します」という勧誘を受けて申込書を送ると、一定期間が経過した後に高額な請求書が送られてきた、書面をよく確認すると、一定の期間内に解約の通知をしないと自動更新され有料広告の契約になってしまう、という内容だった、というものです。

念のため説明しますと、有料で求人広告を掲載することは、違法ではありません。最初に無料期間があり、その後有料期間に移行するような契約形態も、法律上ただちに違法というわけではありません（例えばパソコン・スマートフォンのアプリやインターネットサービスでも、無料で利用できるトライアル期間があるタイプがありますね）。つまり、きちんと説明を受け理解した上で取引をするのであれば、本来は問題ないはずです。求人広告を出すのは消費者ではなく事業者としての取引ですから、なおさらですね。

今回取り上げたようなケースで近時トラブルが急増しているのは、申込みまでの勧誘・説明の中で、解約申込みがなければ自動的に有料契約に移行することや、有料契約の金額の説明がなく、無料ということだけが強調される一方、申込時の書面にはそうした有料契約への自動移行や金額が書いてあった、という場合が多いからです。

実際に請求をされてしまった場合、支払に應じる義務があるかどうかは、具体的な説明の有無・内容や申込書面の内容により異なってきます。そうした場合には、弁護士等の専門家にご相談ください。

申込時に理解していなかったからこそトラブルになるわけで、そうしたトラブルが多発するのであれば、勧誘の段階で構造的な問題があると推測せざるを得ません。

同種トラブルの急増を受けて、ハローワークが注意喚起のチラシ配布をはじめています。一部の弁護士会でも注意喚起の会長声明を出しています。

ぜひ、事業者の皆様におかれては、こうした勧誘を受けたときは、書面をよく確認して、後に料金を請求されるおそれがないか、注意してください。

## ◇相続法改正のポイント その6 遺留分制度の見直し◇

Q 民法が改正されて、相続のルールが変わると聞きました。詳しく教えてください。

A 多くの点が変わりますので、何度かに分けて、変更点の詳しい説明をしたいと思います。今回は、遺留分制度の変更点について説明します。

遺留分制度の変更点は、次の点です。

金銭解決への一本化（遺留分制度の金銭債権化）、  
対象となる生前贈与の範囲の明確化など

遺留分制度の変更は、技術的な事項が多いですが、実務上の影響が大きく、重要な改正点です。

第一に、遺留分制度の性質自体が変わります。所有権の取戻しの性質がなくなり、金銭の請求権に一本化されました（遺留分侵害額請求権）。

例えば、不動産の生前贈与について、不動産を被相続人の請求の対象とする場合、現行の制度では、遺留分を侵害する範囲で生前贈与が失効し、失効部分にあたる共有持分が遺留分権利者に帰属することになります。

これに対して、改正後は、同様の場合に、遺留分権利者は、遺留分を侵害する範囲について、生前贈与を受けた者に対して金銭を請求することができる（不動産の共有持分を取得するのではない）こととなります。

この点に関連して、改正法では、裁判所は、贈与を受けた側からの請求により、遺留分権利者への支払の全部又は一部について相当の期限を許与することができる、とされました。

ただし、この制度を利用するためには、贈与を受けた側から裁判手続をする必要がある、と考えられています。

この期限の許与制度は、現行の制度にはない新制度になります。

第二に、対象となる生前贈与の範囲が明確化されました。

具体的には、相続人に対する贈与は、(1)想像開始前10年以内に行われた、(2)婚姻もしくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与、に限るとされました。

また、改正法では、負担付贈与については、贈与した財産の価額から負担額を差し引いた価額を贈与の価額として算入することとされました。

この他にも、改正法では、遺留分侵害額の算定方法や相続債務の扱いが明確化されるなど、多くの改正がされています。

遺留分制度は、もともと技術的な性格が強い場面で、ご不明な点は弁護士等の法律専門家にご相談されることをおすすめします。

〒48-0041 長久保伊丹駅前大町615-1  
弁護士法人いさり法律事務所  
弁護士 野 悠樹【文責】



(注)本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

退職金で、会社にも従業員にも活力！



中  
小企業

会社に有利  
掛金は全額非課税なので  
節税につながります。  
手数料も必要ありません。

安心・確実  
国が掛金の一部を  
助成します。

退  
職金

パートさんも  
加入OK  
パートさんのための  
特例掛金月額を  
ご用意しています。

カンタン管理  
外部積立で管理もカンタン。  
納付状況や試算額も  
定期的にお知らせします。

共  
済制度

中小企業のための退職金制度「中退共」は  
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

\*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

### 中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。  
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページを  
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211